

白百合女子大学図書館 貴重書・準貴重書等利用規則

- ◎ 資料の原形をいっさい変更しないよう細心の注意をもって取り扱わなければならない。
- ◎ 汚損その他の理由による資料の原状変更または紛失が生じた場合には、申請者は同一資料による返還、原状回復、損害賠償、その他図書館が相当と認める義務を負うものとする。
- ◎ 使用した資料を願出の目的以外に使用してはならない。

<閲覧>

1. 図書館職員の指示に従うこと。
2. 筆記用具は、鉛筆以外のものを使用してはならない。また、筆写する場合には「透き写し」をしてはならない。
3. 貴重書の複写については原則不可とする。

<撮影>

1. 当館指定の方法で行うこと。
2. カメラの場合はネガ・フィルム、デジタルカメラの場合は電子ファイル（CD-R など）を図書館に寄贈すること。
3. 複写物を再複製したり、売却の対象としないこと。

<出版および出版物への掲載>

1. 使用した資料が、白百合女子大学図書館の所蔵であることを当該出版物中に明記すること。
2. 出版物が完成したときは、その出版物1部を図書館に寄贈すること。
3. 万一著作権上の問題が発生した場合は、その一切を申請者が負うこと。

<展示>

1. 資料の保存・展示に対する適切な施設を有していることを前提とする。